

福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例

〔昭和 56 年 11 月 28 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 平成 3 年 3 月 12 日条例第 3 号 平成 13 年 2 月 21 日条例第 3 号
平成 15 年 3 月 6 日条例第 1 号 平成 18 年 2 月 27 日条例第 1 号
平成 19 年 3 月 27 日条例第 7 号

（目的）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 福岡県田川地区消防組合職員定数条例（昭和 45 年条例第 3 号）に規定する職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第 3 条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張するための旅行中に退職（免職を含む。）失職又は休職（以下「退職等」という。）になつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員
- (2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条第 2 号から第 5 号まで若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる理由又はこれに準ずる理由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、福岡県田川地区消防組合（以下「組合」という。）の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため証人、参考人、通訳等として旅行した場合にはその者に対し旅費を支給する。

（旅行命令等）

第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者又はその委任を受けた

者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行なわなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に交付しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は施行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅行日数）

第8条 旅費計算上の旅行日数は、公務のため現に要した日数による。ただし、天災その他やむを得ない事情により要した日数はこれを加算する。

2 第3条第2項各号の規定に該当する場合の計算上の旅費日数は前項の規定により計算した日数による。

(旅程の区分計算)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、別表第1の区分の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間内(やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を得た場合を除く。)に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、当該旅行者に対し、すみやかに返納の告知をなし、告知の日の翌日から起算して2週間内に当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合は、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合は、同号の規定による運賃の等級と同一等級

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合は、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、第1号及び第2号に規定する運賃及び前号に規定する運賃のほか座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

4 第1項の規定にかかわらず福岡県内の旅行の場合の鉄道賃の額は、普通旅客運賃により計算

した額とする。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金
- (5) 職員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、陸路旅行について、その路程に応じ別表第1に規定する定額を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して算出する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 車賃に代え、バス賃実費を支給することができる。

(自家用車使用による旅費)

第14条の2 職員が旅行命令者の承認を受けて、自家用車を使用して旅行をした場合は、自家用車による旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃の2分の1(円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を支給する。

(日当)

第15条 日当の額は、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

(管内旅費)

第18条 職員が、公務のため勤務署所から組合を構成する市町村の地域内に旅行したときは、規則で定める旅費を支給する。

(研修等の旅費)

第19条 職員が研修、講習及び訓練等のために出張を行なうときは、規則で定める旅費を支給する。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合には、次の各号に規定する旅費を支給する。

(1) 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行した場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(随行の旅行)

第22条 職員が上級の職員に随行を命ぜられ宿泊を要する旅行の場合は、旅費額のうち宿泊料については、当該旅行における上級の職員に支給する宿泊料の相当額を支給する。

2 前項に規定する上級の職員の範囲は規則で定める。

3 旅行命令権者は、職員が当該旅行における特別の事情により別表第1の定額による旅費を支給したときに著しくその実費に不足をきたすと認めるときは、旅費の額を増額して当該旅行者に支給することができる。ただし、その額は当該旅行における実費をこえることができない。

(公用車による旅行)

第23条 職員が公用車(公務のため借り上げた車を含む。)により旅行するときは、第11条及び第14条の規定にかかわらず当該公用車を利用した区間の鉄道賃及び車賃は支給しない。

(旅行依頼に対する旅費)

第24条 第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、別表第1の消防長に支給する旅費相当額とする。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(外国旅行の旅費)

第26条 外国旅行による旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25

年法律第 114 号)を準用する。

(委任)

第 27 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 福岡県田川地区消防組合職員旅費支給条例(昭和 45 年条例第 6 号)は廃止する。

附 則(平成 3 年条例第 3 号)

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例の規定については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、旅行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年条例第 3 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例、福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び管外出勤手当(以下「旅行等」という。)について適用し、同日前に出発した旅行等については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 条)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 7 条)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第15条・第16条・第17条関係）

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区 分		支給金額	
車賃（1kmにつき）		円 37	
日 当 （1日につき）	甲 地 方	1,200	
	乙 地 方	1,100	
		福岡県内	0
	筑豊管内	公用車を使用しない 場合	0
宿 泊 料 （1日につき）		甲 地 方	12,000
		乙 地 方	10,000
食 卓 料（1夜につき）		2,100	

備考

- 1 日当、宿泊料の項中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 日当の部乙地方の項中筑豊管内とは、次の地域をいい、福岡県内とは福岡県のその他の地域をいう。飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、遠賀郡、京都郡、築上郡、小倉南区、東峰村